

令和 4 年中標津町議会 6 月定例会一般質問

通告	質 問 議 員	質 問 事 項
1	8 番 江 口 智 子 (P 2 ~ P 6)	1) 人口減に抗するための女性の包括支援について
2	7 番 宗 形 一 輝 (P 7 ~ P 1 0)	1) 1 8 歳成人消費者教育について 2) なかしべつ 330° 開陽台マラソン大会について
3	1 8 番 松 村 康 弘 (P 1 1 ~ P 1 6)	1) コロナ対応地方創生臨時交付金の使途と町民公募について 2) 交付金の使途に対する提案について 3) 審議会等の会議録を図書館において公開する事について
4	9 番 高 橋 善 貞 (P 1 7 ~ P 2 0)	1) 北方四島医療支援事業の予算削除について
5	2 番 安 藤 美 佳 (P 2 1 ~ P 2 2)	1) 教育用タブレット端末の利用について
6	5 番 佐久間 ふみ子 (P 2 3 ~ P 2 5)	1) 子ども食堂の支援について

令和4年6月定例会一般質問

通告 1

質問 人口減に抗するための女性の包括支援について

答弁 女性総合窓口設置に向け積極的に検討します

8 番 江口 智子 議員

【質問：江口 智子 議員】

8 番、江口智子でございます。人口減に抗するための女性の包括支援について質問いたします。

世界に先駆け人口減社会に突入した日本は「女性活躍推進法」を施行し労働力の維持に努めてきました。本年4月26日、政府は「女性デジタル人材育成プラン」を策定し、さらに5月には生活困窮、家庭関係の破綻、性被害等の困難を抱える女性を支援する「困難女性支援法」が超党派の議員立法により成立と、国を挙げての女性支援はさらに加速しています。



当町においても2015年の国勢調査で初の人口減に転じて以来、緩やかではありますが確実に人口は減り続けており、第2期中標津町まち・ひと・しごと創生総合戦略には、亡くなる人が生まれる人を上回る自然減のほか、進学等で町を離れる10代の転出者が卒業後、町に戻っていない。また、20代から40代半ばにかけてのいわゆる生産年齢であり、かつ、結婚出産の年齢にある女性の転出者が多い傾向が浮き彫りとなっています。

このような状況下での総合戦略の推進に当たり、町として女性に対してどのような支援を考えておられるのか、以下3点について質問いたします。

1点目は女性の就業支援についてであります。総合計画のアンケートには「仕事と子育てを両立できる職場環境ではない」との意見が掲載されていますが、正規の職員の男女比で見ると男性が68.8%であるのに対し、女性は27.6%、パート・アルバイトの25.7%とほぼ同じ数値となっています。このことは、子育て中の女性がフルタイムで仕事を得ることの難しさを語っています。追い打ちをかけるようにコロナ禍で休校・休園となり母親も仕事を休まざるを得ず、居づらくなつてついには仕事を辞めたという話も聞こえてきます。

このままでは、解雇や労働時間の減少で収入が減った女性が地方のより鮮明な男女格差を嫌い、都市部へのさらなる人口流出を招きかねません。また、宿泊業や飲食業など非正規で働く女性の割合が高い職種では、収入減、失業などによる生活困窮も全国で問題とな

っています。

そこで国が打ち出したのが人材不足のIT分野に女性のデジタル人材を育成しマッチングする取り組みである、女性デジタル人材育成プランです。既に厚労省のハローワークインターネットサービスなどのサイトでは、eラーニングによる職業訓練を紹介しており、就労してからもテレワークの形態であれば、育児や介護をしながら取り組むことも可能です。

内閣府の専門調査会で優良事例と評価されている人口6万6000人の長野県塩尻市では、市を挙げてテレワークによる就労支援に取り組み、2010年の事業開始時には200万円程度だった受注額が、2021年度には約2億5,000万円に拡大し300人の雇用を創出、その9割が女性で半数が子育て中とのことです。中標津町でも女性が出産・育児・介護をしながら仕事のできる環境を支援する、IT人材の育成とテレワークについて調査研究すべきではないでしょうか。

2点目は、女性の支援窓口についてです。中標津町役場の政策推進課協働推進係は男女共同参画に関することを所管しますが、町民生活で内には、妊産婦や母としての対応窓口はありますが、女性を所管する部署がなく、例えばDVに悩んでいたり、死にたいと思っても悩みを相談できるのは電話によるホットラインやSNSを活用した町外の窓口が多く、大事に至る前に身近に相談できる場がない、中間支援組織につながりたくても、その存在を知らないなど、これまでも多くの女性から相談を受けてきました。女性の抱える困難のうち、貧困・性被害・暴力被害などは時代を超えて変わらない課題ですが、コロナ禍で非正規雇用の多くの女性が経済的な影響を受け、若い女性の自殺者が増えたことで表面化したものです。警察や弁護士などを巻き込む事態の未然防止に努め、女性の流出を食い止めるには、町が中標津町の女性の悩みの傾向性を知り、相談者の意思を尊重した自立支援の的確な手を打つことが必要ではないでしょうか。

特に、今はコロナ禍でもあり、孤立・孤独で不安を抱える女性の支援に社協などと連携して、個別相談事業を行う自治体も多くあります。また、町内には女性の悩みに寄り添いたいと、生理用品や紙おむつの寄贈を行う人、DVや性被害などの問題について、支援活動をしている人などもあります。こうした人たちと町が協働し、必要な支援に結びつけるなど、係の新設とまではいかなくとも、女性の支援窓口は必要不可欠と考えますが、町長はどのようにお考えでしょうか。

最後に女性の問題に寄り添い解決に向かうに当たり、同じ女性の立場で対応する女性職員の育成、配備を念願するものですが、中標津町役場における正職員と会計年度任用職員の令和4年度現在の男女比、管理職における女性の割合など、男女共同参画の進捗状況を

お尋ねします。

以上３点にわたり町長の見解を伺います。

【答弁：町長】

江口議員御質問の人口減に抗するための女性の包括支援について御答弁申し上げます。

１点目の女性の就業支援についてですが、議員の御質問にもありますとおり、本町の人口は平成 27 年の国勢調査で初の人口減少に転じておりまして、近年は人口減少の特徴の一つとして、若年女性の転出が多くなっている状況があります。女性が地方から都市部へ転出する傾向が高まっている状況は全国的な傾向であり、昨年度策定した本町の人口減少対策を取りまとめた第２期まち・ひと・しごと総合戦略においても重点的に取り組むべき特化対策の一つとして、女性の社会参加の促進を掲げております。若年女性の転出は女性の就業環境が大きな要因であることは、全国的な統計からも承知しているところでありますが、問題点には地域差も大きく、職種やキャリア、賃金地域の意識の問題など多岐にわたることから、女性の意識や意向を把握し、今後の施策につなげていくための調査を本年度行ってまいります。

また、本年４月 26 日に行われた国の男女共同参画会議において打ち出された、女性デジタル人材育成プランであります。子育てや介護によりフルタイムで働くことが難しい女性にとって、デジタル分野への就労はサービスや飲食業などの分野に比べると、テレワークなど柔軟な働き方が実現しやすい性質もあり、議員御指摘のとおり女性の就労機会の創出につながるものと認識しております。

本町におきましても民間による、コワーキングスペースがオープンするなど、デジタル分野へのすそ野が広がりつつありますが、ＩＴ人材の育成など、女性の就労支援におきましては、社会保障や税制など国の制度設計によるところも大きく、今後展開される本プランによる施策の活用も含めまして、女性のデジタル人材育成について調査研究を進めてまいります。

次に、２点目の女性の支援窓口についてであります。現状、本町におきましては、心の悩みや子育て・貧困・ＤＶなど、さまざまな問題に応じてそれぞれの所管に窓口を置き、緊急を要する場合は、警察や北海道が設置する支援センターなどの関係機関と連携した体制で対応しており、支援センターなどの相談窓口や連絡先を広報誌などで周知をしております。

議員御指摘のとおり、悩みを相談できる場や組織の存在を知らずに、不安を抱えたままの女性や相談窓口に行くことをためらう女性への的確な支援は、女性の経済的自立や地域

社会における活躍につながり、第7期総合計画で掲げている、住みたいまち住み続けたいまちを目指す上でも重要な課題であると認識しております。女性の抱える困難は女性特有のものなどを含め多岐にわたり、女性による相談対応の必要性や専門的な知識を要する場合もあることから、引き続き専門組織との連携強化を図りつつ、総合窓口の設置に向けて今後検討していくとともに、行政と町民、団体や企業がともに取り組むべき課題としてとらえ、女性の支援活動をしておられる方の知見や協力をいただきながら、女性が活躍できるまちづくりを推進してまいりますので御理解をお願いします。

次に、中標津町職員における男女比についての御質問ですが、令和4年4月1日時点における町立病院の医療職員を除く正職員の内訳は男性が64%、女性が36%、会計年度任用職員においては男性が14%、女性が86%となっており、全体では男性44%、女性56%という状況であります。男女共同参画社会の実現という観点で、職員の女性登用については非常に重要であると認識しておりますが、その採用及び配置につきましては性別に関係なく、職員個人の能力・適性・経験をもとに、組織全体として適正で公正なものでなければならないと考えており、その結果が町民サービスや満足度の向上につながるものと考えております。

また、管理職に占める女性職員の割合は10%となっておりますが、職員の管理職への登用に当たっても性別に関係なく、能力の適正な評価によるところが基本と考えているところです。これまでも意欲と能力のある女性職員を課長職のほか、参事や部長職に登用してきたところでありますが、今後におきましても、職員個々の職務経験や能力を踏まえた登用を行いたいと考えておりますので、御理解をお願いします。

【質問：江口 智子 議員】

8番、江口智子でございます。再質問をさせていただきます。

本年、女性の意向を把握するための調査を行い、総合窓口の設置を検討していくとの前向きな答弁をいただき、ありがとうございます。今はコロナ禍で悩みを抱える女性が特に多いと想定されることから、総合窓口は調査を極めてから開設するというより、当面は案内のみの簡易窓口でも早急に間口を設けて、そこに訪れる人の相談内容から実態に即して専門的な支援員や相談員の設置につなげるなど、拡充を図ることが現実的と考えますが、開設に向けてはどのような構想をお持ちでしょうか。

放置すれば、20年後には8050問題に発展しかねない20代30代の引きこもりの人たちへの就労支援、コロナ禍で収入がゼロになっているにも関わらず、国や町の支援制度を知らず、申請の機会を逃すなど支援の外に置かれる人を作らせない取り組み、中標津警察署

によれば、町内でのDVの発生件数は最近ことに増加しているとのこと。養育費の不払いで泣き寝入りせざるを得ない女性も多く存在します。また、妻でも母でもない、結婚していない自分は役場に相談できる場所がないと嘆く人もいますが、ただ静かに話を聞いてくれるだけでも重荷から解放されます。私が最近受けた女性関連の相談だけでも、このように、さまざまな問題が横たわっていますので、部局横断的に女性の支援に取り組む必要性は明白です。

女性の社会参加の促進のためには、各所に配備された女性職員から女性の視点を十分に取り入れ施策に生かせるような配慮が必要と考えますが、この点、町長はどのようにお考えでしょうか。

【答弁：町長】

再質問にお答え申し上げます。

現在、役場における相談窓口は、その内容に応じて生活課、子育て支援課、福祉課、保健センターなどが対応しておりますが、女性対応専門の総合窓口に際しては、女性職員の配置や専門知識の必要性はもとより、相談する場所やスペースなどプライバシーの保護に十分配慮した女性が相談に行きやすい環境が必要でありまして、このような観点から、窓口の設置については積極的に検討してまいりたいと考えております。

あわせて地域の民生委員児童委員や女性の支援活動などに取り組む方々と連携を一層図りまして、支援を必要とする女性の相談対応につなげるよう取り組んでまいり所存でございます。女性の社会参加の促進、女性が住みやすいまちづくりの観点からも、女性職員の配置の有無に関わらず、まちの各種施策に女性の視点を取り入れることは大変重要だと認識しておりまして、今後十分配慮してまいりたいと考えております。以上であります。

令和4年6月定例会一般質問

通告2

質問 18歳成人消費者教育について

答弁 消費者教育の充実を図ります

7番 宗形 一輝 議員

【質問：宗形 一輝 議員】

7番、宗形一輝です。18歳成人消費者教育について質問させていただきます。

平成27年6月に公職選挙法改正により選挙権が20歳から18歳となり、また、今年の4月民法改正による成人の年齢引き下げにより、こちらも20歳から18歳となりました。18歳からは親の代理権、同意権、取消権がなくなり、契約したものは無しにはできません。



成人が18歳になったことで、その前の16、17歳から社会の危険性を理解し、成人として社会に自立していかなければなりません。子供たちの契約等の消費者教育について、何ができて何ができない、また何に気をつけて生活していかなければならないか。しっかり教育をしなければならないと思います。

単なる授業だけではなく、現場を見てきた弁護士等法曹の方々や警察、消費者センター等に授業をしていただき、これからの長い社会生活を送る上での必要な知識を身につけさせるべきだと思います。

中標津町には農業高校がありますが、進学者数と就職者数を比べると就職がとても高く、卒業後、仕事が決まり社会生活を送る上で、車の購入、部屋を借りる、クレジット契約等をしていくことになります。町の若者が安心安全に暮らしていけるよう、消費者としてのリテラシーをつけていく必要があると思います。

また、中標津高校も当学習を共有し、町の子供たちの将来を守るべきと考えますが、教育長はどのようにお考えでしょうか。

【答弁：教育長】

宗形議員御質問の18歳成人消費者教育について御答弁申し上げます。

質問にありましたとおり、本年4月より成人年齢が18歳に引き下げられたところであ

り、高等学校の現場においては保護者の同意を得ずに、一人で有効な契約を行うことができる一方、締結した契約を取り消すことができる年齢が18歳未満までとなることから、自主的かつ合理的に社会の一員として行動する自立した消費者の育成のため、また、若年者の消費者被害の防止、救済のためにも、消費生活にかかわる内容について一層の指導の充実が求められています。

このことについて、平成30年3月に改訂された高等学校学習指導要領が適用される令和4年4月までの間、令和2年度以降の入学生は、高等学校第3学年に在学中に、順次、成年18歳となることから、家庭科の消費生活にかかわる内容を第2学年までに履修する規定を加える特例を定める通知が平成31年3月に文部科学省より発出されたところであります。

これに基づき、既に中標津農業高等学校及び中標津高等学校においても新たに定められた持続可能な消費生活・環境についての学びを開始しているところであり、多様な契約、消費者の権利と責任、消費者保護の仕組みなどを履修し、消費者として適切な判断ができるよう授業に取り組んでいます。

今後につきましては、より理解を深める機会も重要と考えますので、宗形議員が言われるように、現場に近い弁護士等の法曹の方々や、警察、消費生活センターなどの御協力を得るなど、中標津農業高等学校及び中標津高等学校とも連携を図り、消費者教育の充実を図りたいと考えておりますので、御理解を賜りますようお願い申し上げます。

質問 なかしべつ 330° 開陽台マラソン大会について

答弁 実現に向け関係機関と調整を図ってまいります

7番 宗形 一輝 議員

【質問：宗形 一輝 議員】

次の質問にきたいと思います。2問目、7番、宗形一輝です。なかしべつ 330° 開陽台マラソンについて質問させていただきます。

今年初めに中止と決定しました「なかしべつ 330° 開陽台マラソン大会」ですが、どこまで議論し中止に至ったのか、屋外だから延期してもできる余地はあったのではないのでしょうか。全国的にも今年はたくさんのイベントを再開し始め、隣の別海町においても開催予定と聞きました。町内においても、若い方々が中心となっていていろいろなイベントを展開しており、コロナとどう向き合うか、どうしたらウイルスが広がらないかしっかり考え、国や道の指導の範囲で感染防止対策を取りながら開催につなげています。

当町においても、ワクチン接種状況が高い水準を維持している状況です。こういう動きから町としても、こういう方々と一緒になってルールを守りながら開催していくべきだと思います。

また、330° マラソン大会は町のPR、関係人口の増、町内事業者の経済効果など、非常に意義のあるイベントです。このようなことも含め、大会中止に関し教育長はどのようにお考えでしょうか。

【答弁：教育長】

宗形議員御質問のなかしべつ 330° 開陽台マラソン大会について御答弁申し上げます。

平成 21 年に第 1 回大会を開催し、今年で第 14 回目となる予定でありました、なかしべつ 330° 開陽台マラソンですが、令和 2 年の第 12 回大会から 3 年連続の中止となったことは、現在のコロナ禍の影響によるものとは言え、私としても非常に残念に思っております。

昨年 12 月 10 日に開催されました実行委員会において、先行きの見えないコロナ禍の影響やワクチン対応、運営体制等について、実行委員長をはじめ実行委員の皆様が慎重に議論して下した判断により、大会中止という結果になったことにつきましては、この時点での判断としては、私としてもこれを尊重し異論はなかったところであります。通常開催する場合は約半年前ぐらいから準備を開始することから、12 月に実行委員会を開催しているものであり、中には前向きに取り組んではという意見もあったようですが、開催に必要な財源の確保がコロナ禍の影響により見通せなく、仮に開催に向け参加者の募集を開始した後に中止となった場合については、その時点までに発生した費用の負担、事務作業等が膨大となること、また多くのボランティアの協力が必要となりますが、コロナウイルスのリスクがある中、各団体等からの協力が満足に得られるか予想もつかないなどのことから、最終的に中止の判断に至ったと伺っております。

一方で、昨年度も実施しました代替事業、なかしべつチャレンジランの継続や新たな企画の検討を行うことも協議されていますので、1 日も早くコロナ禍が収束することが理想ですが、国や北海道の通知に基づき感染対策を十分に取り、状況に合わせ開催可能なものについては積極的に開催できるよう努めていきたいと考えておりますので御理解願います。

【質問：宗形 一輝 議員】

7 番宗形です。答弁ありがとうございます。

やっぱりマラソン大会っていうのは、全国的に見てもいろんな地域、北海道じゃなくても全国的にもやっぱり参加してくれる、中標津町を見てくれる大事なイベントだと思います。なので今ちょっとホテルの事情だとか経済の事情だとかコロナもあってなかなかしにくいという状況かもしれませんが、なるべく中標津知ってもらう経済効果、やっぱり先ほども言いましたけども、大きな意義のある大会だと思うんで、今年は中止になっても準備ができないということですけども、来年に向けてちょっと準備していただきたいと思います。

さっき言われた、なかしべつチャレンジランっていうのを昨年に引き続き今年もやっていく、新たな計画もしていくということですけども、僕思ったのは広報の面で、そういったのは中標津町の中でしか完結していかないのはちょっと寂しいのかなというふうに思いますんで、やっぱり経済効果とか考えると外の人達を呼べるマラソン大会っていうのにしっかり目を向けてやっていくべきだと思いますが、その点経済効果等について教育長どのようにお考えでしょうか。

【答弁：教育長】

宗形議員の追加質問にお答えいたします。

確かに経済効果等を考えますと、大変重要なことだと考えております。ただし、町外にそれを広めていくことになると、また感染対策ですとか、コロナによって町内に広がってしまう懸念もございますので、なかなか難しいところがございます。

ただし、今後につきましては、少しずつ実現していけるよう、行政としても関係機関と調整を図ってまいりたいと思いますので、どうか御理解をお願いいたします。

令和4年6月定例会一般質問

通告3

質問 コロナ対応地方創生臨時交付金の使途と町民公募について

答弁 幅広く情報収集のうえ対応してまいります

18番 松村 康弘 議員

【質問：松村 康弘 議員】

18番、松村康弘でございます。このたびは3点の質問を準備いたしました。

1点目でございます。コロナ対応地方創生臨時交付金の使途と町民公募についてお尋ねいたします。さて、新型コロナの蔓延が始まって3年目の夏を迎えようとしています。空港のある町として、東京札幌から始まる感染はすぐに中標津でも始まると思われましたが、1年間、その発生を見ませんでした。今日においては屋外におけるマスク着用義務の緩和など、ウィズコロナの試みが始まっています。そのような状況下の当町において、コロナ対策地方創生臨時交付金2億7,696万の交付枠を受け取るための企画について、職員からのアイデア募集が行われているが、なかなか対応できてない旨、常任委員会や特別委員会において聞きました。各部局におけるコロナ対応の対策や貧困世帯に対する給付措置については、現課としては出尽くしているところでしょうか。



以前この席で、もしお金があったら何をしなくてはならないか。財政のゆるくない今こそ足元を見詰めて、しっかり考えておくべきではなかろうかという提起をいたしました。では、全町的に見て、コロナ禍によって阻害された地域振興や経済発展についての可能性を取り戻そうという試みは、どのように議論され企画され計画に載せられようとしているのか。町民の皆さんはどのように思っていると思いますか。行政はお金がないしなるように流れていくしかないんじゃないか。そう思っている方が多いのではなかろうかと感じるのですが、ここに、コロナ対策と地域振興を複眼的に見据えた国からの交付金が2億7,696万円、可能性としてあるというお話を町民に開示すれば、必ず仕事や現場からの声が上がってくるのかと考えます。

それを実行していくのは単に行政内部のすり合わせにとどまらず、民間の同意と積極的な応援をいただくという、我が行政の体制としては極めてなじみの薄い挑戦になると思い

ますが、かねてからの懸案である企業誘致やふるさと納税、長期滞在観光客の大幅増強につながる体制強化が見えてまいります。

この際、ぜひ町民に対して協働を求め、新たな企画を募るべきと考えますが、いかがなものでしょうか。1点目の質問でございます。

【答弁：町長】

松村議員御質問のコロナ対応地方創生臨時交付金の使途と町民公募について御答弁申し上げます。

新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金は、新型コロナウイルス感染症の感染拡大を防止するとともに、大きくその影響を受ける地域経済や住民生活を支援し、地方創生を図るために創設された交付金でありまして、令和2年度から令和3年度の本町の交付金の総額は10億6,662万6,000円となっており、これまで感染拡大防止と経済活動両面に対し、関係団体等との意見交換や町内の状況などを調査の上、さまざまな事業に活用し対策を講じてきたところであります。

本年度におきましては、感染拡大防止対策及び経済対策などの通常分臨時交付金1億6,772万5,000円のうち、当初予算において6つの事業に充当し、また、本定例会において新たに5つの事業への充当を予定したところであります。

さらに、本年4月26日に開催されました第2回原油価格物価高騰等に関する関係閣僚会議において取りまとめられた、コロナ禍における原油価格物価高騰等総合緊急対策として、新たに1億3,203万4,000円が配分されたところであり、原油価格や物価高騰等によって経済的に厳しい環境に置かれた生活者や、特に影響の受ける業種の事業者等に対して、物価高騰による影響の緩和をするための緊急かつ直接的な支援を目的とした交付金の趣旨に沿って、今後時機を逸することなく迅速かつ的確に対応をしてまいります。

新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金は、感染防止対策など、スピード感をもって対応する必要があるため、地域の実情に応じて自治体の判断、裁量により活用できる反面、事業内容が交付金の趣旨に沿うものか検証の上、住民に対し説明責任が求められるものであります。

今後の活用に当たりましても御質問の趣旨を踏まえ、幅広く情報収集の上対応してまいりますので、御理解をお願い申し上げます。

質問 交付金の使途に対する提案について

答弁 活用方法は創意と工夫をもち検討をしてみたいです

18番 松村 康弘 議員

【質問：松村 康弘 議員】

18番、松村康弘でございます。2点目の質問でございます。この交付金の使途に対する提案について質問をいたします。

さて、お金がないからできないこと。3月の予算委員会において森林公園内のロッジの改修について断熱材を付与し、冬季間も使用できる設計に変えるべきではないかとお尋ねしましたが、そのつもりはないとの答弁でした。

今でこそ、お盆の夜にストーブをたく家というのはほとんど見受けられませんが、50年前はざらにありました。ここで強調したいのは、我が地域は夏でも採暖が必要な北海道における最も冷涼な地域であることの認識をしっかりとした上で、観光客に対する施設対応をしなければならないということであります。

私事ではありますが2021年の年末から2022年の年始にかけて、私の運営するお試し住宅に夫婦と子供2人の滞在がございました。東京から北海道に冬の休暇を過ごすためにインターネットでたくさんの情報を比較する中で、中標津の超高断熱住宅を選んでいただいたことに、強い誇りと自信を感じるものですが、思い返してみるとお試し暮らしの制度ができたころは、廃校になった教職員住宅なども受け入れ施設としてあったはずですが、しかし結果としてそれらは訪問客に選択されなくなり、なくなっていってしまいます。

目に見えづらい価値、断熱が実際に住んで体感されるのだとしみじみ思うものですが、森林公園のロッジ改修は、せめて100ミリのグラスウールを付与すべきではなかろうかと考えますが、これはコロナ交付金の対象にならないものでしょうか。そもそも人の集まるホテルに対して、戸建てのロッジを家族等で長期に使用されるような宿泊施設は感染リスクは絶対的に低いのであって、さらに最近ではスマホによるチェックインアウトも可能になるなど、小人数によるキャンプやロッジを利用した宿泊はますます増える傾向にあります。

一方で、我が地域では通年で少人数の長期の滞在に対応する宿泊施設は皆無に等しい状況にあります。中標津空港はピーチ航空の乗り入れについて釧路にも女満別にも遅れを取っています。国内外から再びの観光客を受け入れる体制を真剣に構想し民間に働きかけるこの時、通年で滞在できる、もし冬季間お客が来なくても水落としをせずに済む建物群を構想し整備していくことは、コロナ交付金の支出としては無理があるものではないでしょうか。

本来あるべきものの価値がまだまだ実現されていない現状において、年末年始を人口希薄地帯の中標津を選んで長期滞在いただいた東京の子育て真っ最中の御夫婦の選択には、我が地域が潜在的に持っていて、一方でそれに気づいていない価値があります。このような視点で、新たな観光宿泊施設を整備しようとする、このような思考を組み立てることについて、いささかのヒントになればという思いで提案いたしました。いかがでしょうか。

【答弁：町長】

2点目の御質問、交付金の使途に対する提案について御答弁申し上げます。

新型コロナウイルス感染症の拡大の影響に伴い、一昨年来、観光需要が大きく落ち込んでおりましたが、先日、国が発表したマスク着用に関する基準の見直しや、訪日外国人観光客の受け入れ再開など、徐々にではありますが観光需要の回復に向けた動きが見られるようになってきました。

松村議員御指摘のとおり、当町は夏場でも冷涼な気候で過ごしやすい地域であり、首都圏や道央圏と結ぶ空港があり、地理的にも東北北海道の拠点として恵まれた環境にあると考えております。また、本州の方々にとって北海道の冬は厳しいイメージがあると思いますが、建物の断熱性能の良さを知っていただければ、冬場でも快適に過ごせることが理解していただけたらと思っております。地域の魅力や価値、他の地域の方々が求めるものなど、私たちが気づいていないものがまだまだ多くあると感じているところであります。新型コロナウイルス感染症の影響によって人々の行動や考え方が変化している中で、観光をはじめ、交流人口・関係人口の増加に向けてさまざまな場面で選択される町、地域を目指して行動していくことが重要だと考えております。

新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金は、1点目の御質問において御答弁申し上げましたとおり、感染拡大防止対策及び新型コロナウイルス感染症の影響を受けた地域経済や住民生活を支援する目的で創設された交付金でありまして、観光宿泊施設の整備など、交付金の趣旨からしますと直接的な活用は難しいと考えますが、議員からいただきました御提案のように、さまざまな方向から活用について検討していくことは必要であると考えておりますので、本町の地域振興、観光需要の回復に向けた交付金の活用方法を、引き続き創意と工夫をもって検討してまいりますので、御理解を賜りますようお願いいたします。

質問 審議会等の会議録を図書館において公開する事について

答弁 積極的な公開のあり方について検討してまいります

18番 松村 康弘 議員

【質問：松村 康弘 議員】

3点目の質問をいたします。審議会等の会議録を図書館において公開することについてお尋ねいたします。

過日、議会改革特別委員会の視察で浦幌町を訪問いたしました。事前のホームページの閲覧により、図書館において議会の常任委員会のほか、行政の組織の議事録も公開されており、教育委員会の会議録等を閲覧することができました。

本来、情報公開条例を根拠に閲覧を申し込めば事足りる事なのでしょうが、人口減少に悩み、議会議員のなり手もなかなかいない町が町民に町政のさまざまな場面で主体者意識を有していただく象徴的な試みとして、町のさまざまな機関や審議会、病院の経営にかかわる会議など、町民の関心は深いものがあるはずであり、一方で会議録の作成は音声変換システムの普及で容易となった昨今、ぜひ町民の知性の殿堂である図書館にブースを設け、会議録を公開できることはすばらしいと考えますが、町長の果敢たる答弁を期待いたします。

【答弁：町長】

松村議員の3点目、審議会等の会議録を図書館において公開することについて御答弁申し上げます。

町民が主体の自治を推進するためには、中標津町自治基本条例の基本理念に基づき、行政及び議会が持つ情報を積極的に公開説明することにより、町民と共有することが重要と考えております。

現状、教育委員会や農業委員会、まちづくり町民会議のほか、各委員会や審議会によっては、中標津町個人情報保護条例などの各種規定も遵守した上で、ホームページ等により会議録を公開しております。また、その公開に当たっては、各団体の非公開情報の規定に該当するものや、特に審議会にあつては率直な意見交換や意思決定の中立性が損なわれる恐れがある場合などには一部非公開とするなど、公開のあり方について、それぞれの議事内容を踏まえて、各団体が慎重に判断をしているところであります。

町民の知る権利を保障し、資料・情報の提供を通じて、町民の生涯学習を支える重要な施設である図書館においては、図書をはじめとするさまざまな資料を提供するため、資料

のバランスを考慮しつつ、リクエスト等も参考にしながら蔵書の充実を図っております。

その資料に関して定める中標津町図書館資料収集要綱では、地方公共団体が発行する資料の収集について、必要度が高いものを収集する旨規定されているところです。これまでも利用者のニーズの多様化・高度化に対応するため、蔵書の更新を進めているところですが、社会の変化や時代の流れとともに、図書館が担うべき社会的な役割も変化し、地域における情報センターとしての役割が求められていることも理解をしております。

会議録等の公開につきましては、引き続きホームページ等による公開に努め、併せて図書館での公開につきましては、指定管理者の中標津町文化スポーツ振興財団とも協議の上、蔵書管理状況や町民ニーズを踏まえ、議員御提言のブースの設置など積極的な公開のあり方について検討していきたいと考えておりますので、御理解を賜りますようお願いいたします。

令和4年6月定例会一般質問

通告 4

質問 北方四島医療支援事業の予算削除について

答弁 平和条約交渉の再開に向けて医療支援事業を閉ざす考えはありません

9 番 高橋 善貞 議員

【質問：高橋 善貞 議員】

9 番、高橋善貞です。北方四島医療支援事業の予算削除について質問させていただきます。

地方議会で国際問題を議論すべきではないと思いますが、連日報道されているウクライナに対するロシア軍による残虐な武力攻撃侵攻を見て、改めて中標津町にもロシアに関連する予算があることを認識していただくためにもこの質問に至りました。



2 月 24 日に開始されたロシア軍によるウクライナへの武力攻撃侵略が日々拡大し、ウクライナの被害が連日報道され、ロシアに対する非難が相次ぐ中、日本を含む欧米諸国が経済制裁を開始しました。3 月定例会の初日である 3 月 7 日にロシア政府は日本や欧米諸国など 48 の国、地域をロシアに対する非友好的な活動をする国・地域に指定しました。

これらの状況から中標津町議会は 3 月 7 日開催した 3 月定例会本会議の冒頭に、ロシアによるウクライナ侵略を強く非難する決議が採択されましたが、その後、3 月 21 日には、ロシア外務省は日本との平和条約締結交渉の停止を発表、さらに 5 月 4 日、岸田文雄首相を含む 63 人を無期限の入国禁止とすること発表しました。

これはウクライナ侵攻を受けて日本が制裁を科したことに対する報復措置であり、63 人の中には、千島歯舞諸島居住者連盟の協理事長の名前もありました。

令和 4 年度一般会計当初予算に北方四島医療支援事業の予算が 1,322 万 5,000 円計上されておりますが、この予算は外務省の北方四島住民支援事業における町立中標津病院での医療支援であり、患者 6 名、延べ 168 日間の受け入れを予定したもので、全額国庫補助金で補填される事業です。

令和 2 年度、令和 3 年度の 2 カ年は新型コロナウイルスの感染防止のため中止となり、予算執行はされておりませんが、ロシアとの平和条約交渉に向けた経済協力費として、政府が 3 月 22 日に成立した、令和 4 年度当初予算に関連経費 21 億が計上されたままになっ

ております。

中標津町においてはウクライナへの支援募金箱がコンビニや商店、飲食店に置かれており、ロシアの武力攻撃、侵略の影響はコロナ禍による経済の停滞と併せて、基幹産業である農業の経営に必要な酪農飼料、耕作肥料の価格が高騰しております。また、林業は輸入材の一部が停止の危機にあり、いわゆるウッドショックがいまだに続いております。ロシアによるウクライナ侵攻は、私たちの生活そのものに影響が表れており、今後さらに大きくなっていくものと思われます。

このような社会情勢を敏感に感じ取り、この北方四島医療支援事業の予算 1,322 万 5,000 円はいち早く削除すべきではないでしょうか。国から補填される予算だからといって放置しておくべきではないと思いますし、コロナ関連の交付金もこの医療支援事業の補助金も国民の税金です。外務省がこの事業を実施するかしないかの結論を待つのなら、北方領土の隣接自治体としても自主性は失っているものと考えます。

早急にこの予算を削除し、ロシアによるウクライナ侵攻に対する中標津町の強い抗議の姿勢を示すべきと考えますが、町長の見解をお聞かせください。

【答弁：町長】

高橋議員御質問の北方四島医療支援事業の予算削除について御答弁申し上げます。

今回のロシアによるウクライナ侵略は国際秩序を揺るがす国際法に違反するもので、断じて許されない行為であります。また、ロシアは日本政府の厳しい制裁に対し一方的な領土交渉の停止を表明してきました。これらのロシア側の行為は、これまで相互理解と信頼関係構築に努めてきた元島民をはじめとする日本国民と四島在住ロシア人、そして地域間交流に努めてきた方々の思いや努力をも損なうものであります。

議員御質問の北方四島医療支援事業は、北方墓参や自由訪問を含む四島交流事業の一つとして人道的に必要な支援を行うことで、北方四島の住民との信頼感を高め、北方領土問題を解決する環境整備の一環として平成 10 年から続いており、本町もこれまで延べ 66 人の患者を受け入れてきたところでありますが、現下の情勢を踏まえ、外務省は当面実施を見送るとしたところであります。

しかし、このたびのロシアによるウクライナ侵略に伴い、長年積み重ねられてきた平和条約交渉が中断し、さらに医療支援事業含む本年度の北方四島交流等事業の実施が当面見送りになったことなどにより、元島民をはじめ関係者は大きく落胆するとともに、北方領土問題が置き去りにされ、関心が薄れていくことを懸念するところであり、元島民の方たちで組織する千島連盟をはじめ、北海道及び管内 1 市 4 町で組織する北隣協としてウクラ

イナ情勢の1日も早い収束と平和条約締結交渉再開に向けた北方四島交流事業の早期再開等について、去る6月2日、総理官邸に赴き岸田総理に要望を行ってきたところであります。

北方領土交渉はロシア側との対話が困難な中、非常に厳しい情勢にあります。平和条約締結交渉の再開に向けて、隣接地域として北方四島交流事業の一つである医療支援事業の受け入れを現時点で閉ざすことは適切ではないと考えておりますので、御理解を賜りますようお願いいたします。

【質問：高橋 善貞 議員】

再質問させていただきます。

私の質問は、ロシアのウクライナに対する非人道的な行為を見て、四島住民に対するロシアの住民の医療行為を人道的に必要な支援として、町民に理解してもらえるのかということです。

コロナとは違いますので、この予算を放置するということは、令和4年度の予算編成方針の基本方針において、職員に対して意見・指摘事項などの適切な対応ということで、実現の可能性を慎重に判断した上で適切な予算要求を行ってくださいって職員全員に予算編成方針を回しています。また、そのように説明もしているはず。議会もそのように説明を受けました。

もう一つ、積極的な財源の確保ってところで、国・道の補助金に限らず各種団体の補助金等幅広く調査を行う、これ当たり前のことですが、その最後に財源なくして政策なしという基本方針を示されています。財源あれば、なり振り構わないでやるということにつながってきませんか？

私はこの予算を放置すること自体、また中標津町のウクライナに対するその抗議、そして町の中で募金箱にお金を入れてくれている町民の皆さんの事を考えていくと、早急に削除すべきだと考えるんですけど、いかがでしょうか。

【答弁：町長】

再質問にお答え申し上げます。

再度の削除という話でございますけども、人道支援に関しましては、例えば、知床の海でおきました観光船の事故でも北方四島在住の方が、遺体を見つけて連絡をしてくれたり、そういった対応も実はあるわけございまして、人道というのはどういうレベルでまでいくかという非常に微妙なところでありますけども、病気であったり怪我であったりという

場合も、もしかしてあるかもしれません。そういった時にその窓口を全く閉ざしてしまうというのは、私としては現在ではまだその段階ではないというふうには考えているところであります。以上です。

【質問：高橋 善貞 議員】

再々質問ですので最後の質問になるかと思います。

勘違いしてほしくないのは、国際問題が今、ウクライナの侵攻、ロシアという国の話であって、今言っている災害とか事故とかの話ではないんです。確かに KAZU 1 の被害者が北方領土に着いた、連絡くれた、それは人道的な行為かもしれません。でも災害とかそういう事故に対してはこちらも人道的支援はすべきだと私は思います。

もう再々質問ですのでこれ以上質問はできないので、最後に確認させてください。選択肢は2つあります。この6月定例会の最終日に追加議案として一般会計補正予算でこの予算を削除する。もう1つは、6月定例会から9月定例会までの臨時議会において一般会計補正予算で削除する。いずれかの選択はできないでしょうか？

【答弁：町長】

お答えいたします。2回目の質問の時に答えしましたとおり、現時点では削除する考えはございません。

令和4年6月定例会一般質問

通告5

質問 教育用タブレット端末の利用について

答弁 完全持ち帰りを段階的に進めます

2番 安藤 美佳 議員

【質問：安藤 美佳 議員】

2番、安藤美佳でございます。教育用タブレット端末の利用についてお伺いいたします。

新型コロナウイルスは現在も私たちの生活に影響を与えております。中標津町でも学級閉鎖、学校閉鎖になり、学習内容や学力低下への不安など、子供たちにも大きな影響を与えるさまざまな問題が表れてきたと思います。



GIGAスクール構想のために、児童生徒1人に対して1台利用できるように、教育用タブレット端末を導入しましたが、今後も新型コロナウイルスの影響に対応するには、この教育用タブレット端末を利用したオンライン授業を可能にする必要があると思います。

ですが、現状、教育用タブレット端末を学校外への持ち出し、貸し出しはできないことになっています。

保護者の方々の御意見として、電子機器やインターネットの状況アンケートを実施しているのに活かされていない。タブレットがないのでスマホでオンライン授業に対応したが、画面が小さくて子供がスクロール操作やタッチペンがなく操作に困った。子供が複数いる場合、各自端末がないと親のスマホだけでは足りない。また学校閉鎖になったら子供のためにもオンライン授業に参加させたい。親が仕事で不在だとスマホを持ち出すのでオンライン授業に参加できない。保護者のオンライン授業への共通意識を持たせるのも必要だと思う。児童が平等に意欲的に安心してオンライン授業ができるようにすることを目的とするのであれば、使い慣れている学校のタブレットを貸し出してくれるのが理想的、貸し出してくれるのであれば、家庭でのネット環境を考える。など、実際にオンライン授業を行った保護者の方々から多くの御意見をいただきました。

新型コロナウイルスに限らず、いつ不測の事態になるかもわからない中、いつでも対応できるように児童生徒の学習面を平等化するための教育用タブレット端末の貸し出しな

ど、今後の方針をお聞かせください。

【答弁：教育長】

安藤議員御質問の教育用タブレット端末の利用について御答弁申し上げます。

国が推進するGIGAスクール構想のもと、本町においても令和2年度に各学校において、1人1台のタブレット端末を整備し、令和3年度より実際に各学校にてタブレット端末を有効活用した授業づくりを推進しております。

タブレット端末の導入から1年が経過したところでありますが、この間、まずは校内での活用の定着を図ることに重点を置き、各学校において操作スキルの習得をはじめ、さまざまな学習場面での活用や情報モラル教育等に取り組んでいただいたところであります。

一方では、議員御指摘のとおり、新型コロナウイルス感染症による学校の臨時休業等、非常時における児童生徒への学びの保障を効果的・効率的に行うためには、端末の持ち帰り学習とICTを活用した取り組みを進めることが必要であることは認識しており、家庭内での端末の利活用に向けて現在検討を進めているところであります。

しかしながら、タブレット端末持ち帰りに当たりましては、家庭内での通信環境の整備や通信費の負担、破損紛失時の対応など、数多くの課題もございます。そのため、まずは限定的になりますが、学校の臨時休業等、非常時における学びの保障を補完するものとして、家庭内での通信費等の負担に同意いただける家庭に対しタブレット端末の貸し出しを行い、そうした取り組みの中でさらなる課題を整理し、将来的に完全持ち帰りを実現できるよう、段階的に進めていきたいと考えております。

これからの具体的な作業といたしましては、各学校より委員を推薦していただき、タブレット活用検討委員会を設置し、その中で課題の洗い出しや具体的な進め方を協議していくとともに、家庭内での利用に当たっての約束ごとや持ち帰りのルール、通信環境の整備等について保護者の理解と協力を求めている、できるだけ早期に持ち帰りを可能とするよう進めてまいりたいと考えております。

また、オンライン学習等を推進していくためには、家庭内の通信環境が必要不可欠となりますので、各家庭への通信環境調査により実態を把握し、通信環境を整備することができない家庭に対する対応も検討していく必要があると考えております。

今後、学校内の授業におけるタブレット端末のさらなる活用を推進していくとともに、ICT活用の先進事例を参考としながら、オンライン学習に向けた体制整備等を図り、子供たちの学力向上や学びを保障する教育環境を実現していきたいと考えておりますので、御理解を賜りますようお願いいたします。

令和4年6月定例会一般質問

通告 6

質問 子ども食堂の支援について

答弁 できる支援を検討し積極的に協力していきます

5 番 佐久間 ふみ子 議員

【質問：佐久間 ふみ子 議員】

5 番、佐久間ふみ子でございます。子ども食堂について質問いたします。

少子化問題は、我が国の将来さらに社会経済に大きな影響をもたらしています。結婚、妊娠、出産、子供、子育てのための温かい社会づくりは重要な取り組みであり、特に子育て環境には子育て世帯を優しく包み込む社会機運の醸成が必要だと思います。

そのような中で、子ども食堂は今から 10 年前に東京都大田区にある気まぐれ八百屋だんだんの店主の方が、給食以外の食事がバナナ 1 本という子がいるという話を聞き、八百屋の一角に子ども食堂を開設されたことが始まりだということです。

子ども食堂はその後、子ども貧困対策から子育て支援、地域づくりと幅広い住民ニーズを受け、コロナ禍であっても急速に増え続け、全国でその数はこの 5 年で 18 倍以上の 6000 カ所にも広がっています。このことは子ども食堂を運営する立場、利用する立場、双方のニーズの多さの表れであると考えます。

先日、新聞で釧路、根室管内の子ども食堂と地域食堂 22 団体へ寄贈の報告が紹介されていました。それを見て中標津町にも子ども食堂があることを初めて知ったという方がいらっしゃいます。私も詳しいことはわかりませんでした。

本町では 2 年前よりボランティアサークルの皆さんが中心となって子ども食堂を開設し地域で活動されています。年に 10 回程度の活動を通して来てくれた子どもたちや保護者の方と楽しく交流しているとのこと。ボランティアサークルの皆さんは開催の準備に当たり、さまざまな手配など運営していく上で困難なこともあるが、さまざまな事情を抱えた子どもたちとつながっていくことが大切なんですとお話しされており、将来的に居場所づくり、学習支援など、子どもの支援について活動を模索していることも伺いました。

今回、ボランティアサークルの皆さんからお話を伺って子どもの貧困対策はもとより、



地域活性化や交流の場、子どもの見守りの場として、大事な役割を担っていると強く感じました。

第7期中標津町総合計画の主要施策で子育て支援、応援する体制づくりと子供の居場所づくりが掲げられています。子ども食堂の活動は両方の施策に合致しています。

そこで町長にお伺いいたします。本町として子ども食堂をはじめとする子どもの居場所の新規開設に向けた環境づくりや開設後の施設が安定して継続的に運営されるための具体的な支援策を策定し、多くの子どもたちが支援を受けられる体制を整備していくべきと思いますが、町長のお考えをお聞かせください。

【答弁：町長】

佐久間議員御質問の子ども食堂の支援について御答弁申し上げます。

近年、全国的にも注目されている子ども食堂は子どもへの食事の提供、学習支援を含めた子どもの居場所づくり、多世代交流、生活困窮家庭への支援等目的はさまざまであり、運営主体は個人や民間団体、NPO法人等が主に実施をしており、地域でできることを自主的にボランティア組織を立ち上げ実施しております。

佐久間議員より御説明がありましたとおり、当町におきましても、ボランティアサークルが令和2年7月から子ども食堂を開設し、開設当初は町内会館において実施しておりましたが、場所が手狭であることから児童館を利用させてほしい旨要望がありまして、令和2年12月から児童館において実施しております。

子ども食堂の活動は児童の健全育成に寄与することから、児童館の無償貸し出しや、国等で行っている食材供給事業等の情報を提供するとともに、町内の食材を提供したいという企業の相談窓口となってボランティアサークルに紹介しており、今後も町として協力していきたいと考えております。

また、子どもの居場所づくりは、第7期中標津町総合計画、子育て支援の充実の中で主要施策の大きな柱として掲げており、現在児童館を中心とした事業を展開し、子どもがいつでも児童館に来やすい環境づくりを行っております。その中で児童館では遊びの場だけではなく、学習支援としてボランティアサークルが寺子屋を開設し、子どもたちと地域の方々の交流を行っており、協力したい、参加してみたいという方がいた場合は積極的に声かけし参加していただいております。

以上のように、子どもの視点に立った事業を行っているところですが、新規開設等を希望する団体等から相談がありましたら、活動目的や事業形態を確認の上、町ができる支援を検討し積極的に協力をしていきたいと考えておりますので、御理解を賜りますようお願い

いします。